地方社会保険事務局 都道府県民生主管部(局) 国民健康保健主管課(部) 粉道府県老人医療主管部(局) 老人医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

「基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)」等の 一部改正(案)について

平成18年7月1日より「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)の別表第一第 1章第2部の「療養病棟入院基本料2」及び「有床診療所療養病床入院基本料2」が適用されること に伴い、「基本診療料の施設基準等」(平成18年厚生労働省告示第93号)の一部が改正され、平18年 6月30日に官報掲載される予定である。

ついては、事前準備に資するため、下記のとおり告示及び関係通知の一部改正(案)を送付するので、関係者に対する周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

別添1 「基本診療料の施設基準等」(平成18年厚生労働省告示第93号)の一部を改正する件(案) 別添2 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医 発第0306001号)等の一部改正について(案)

 $\bigcirc$ 厚 生 労 働 省 告 示 第

号 案

診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 平 成 + 八 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 九 十 二 号) に 基 づ き、 基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

亚 成 +八 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 九 十三 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 し、 平 成 + 八 年 七 月 日 か 5

適

用

す る。

平 成 + 八 年 月

H

厚 生 労 働 大 臣 Ш 崎 郎

第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (6)中 「夜 勤 を 行 う看 護 職 員」  $\mathcal{O}$ 下 に 第 五. の 三  $\mathcal{O}$ (2) $\mathcal{O}$ 口  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ う 5

别 表 第 五.  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 疾 患 及 び 状 態 12 あ る 患 者 以 下 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 と 7 う。 لح 別 表 第

三 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 患 者  $\mathcal{O}$ 及 び 1 う。 に 掲 げ る  $\mathcal{O}$ 合 疾 計 患 が 及 八 び 割 状 以 熊 上 に で あ る あ 患 病 者 棟、 並 び 及 に び 同 第 表 +  $\mathcal{O}$ 12  $\mathcal{O}$ 掲 五. に げ 規 る 定 患 す 者 ) 以 病 棟 下  $\mathcal{O}$ 看 別 護 表 職 第 員 五.  $\mathcal{O}$ 

る

る

を

除 <\_ を 加 え る

لح

لح

第 五. 0 に 次  $\mathcal{O}$ ょ う 12 加 え る。

(2)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

1 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)当 該 病 棟 に お 11 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が <u>-</u> + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端数 を増 すごとに 以 上 で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1

日

に に お 看 護 け を る 夜 行 う 勤 を 看 行 護 う 職 員 看 護  $\mathcal{O}$ 職 数 員 が  $\mathcal{O}$ 前 段 数 に は 規 定 前 す 段 る  $\mathcal{O}$ 数 規 定 12 12 相 当 か す カン わ る 数 5 ず 以 上 で 以 あ 上 る で 場 あ 合 る に こととす は 各 病 棟

- 2 当 該 病 棟 に お 1 7 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 割 以 上 が 看 護 師 で あ る
- 3 者 当  $\mathcal{O}$ 数 該 が 病 棟 + 12 五. お 又 1 は て、 そ  $\mathcal{O}$ 端 日 数 に を 看 増 護 「すごと 補 助 を に 行 <del>\_\_</del> う に 看 護 相 当 補 す 助 る 者 数  $\mathcal{O}$ 以 数 上 は で 常 あ ることとす 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患
- 口 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 厚 生 一労 働 大 臣 が 定 め る 区 分

#### 1 入 院 基 本 料 Α

1 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 0) 患 者 と 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 合 三 0) 患 者 V と 0 合 計 が 八 割

は 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者

未

満

で

あ

る

場

合

以

下

\_

 $\mathcal{O}$ 

口

に

お

1

7

特

定

患

者

八

割

未

満

 $\mathcal{O}$ 

場

と

う。

に

あ

0

7

- 2 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ う ち 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 と 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 三 0 患 者 لح  $\mathcal{O}$ 合 計 が 八 割
- 以 上 で あ る 場 合 以 下  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 口 12 お 1 て 特 定 患 者 八 割 以 上  $\mathcal{O}$ 場 合 لح 1 う。 12 あ 0 7
- は 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ 12 ŧ 該 当 す る t  $\mathcal{O}$ لح L 7 保 険 医 療 機 関 が 地 方 社 会 保 険 事 務 局 長 に 届 け 出
- た 病 棟 以 下  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 口 に お 1 て + 対 配 置 病 棟 と 1 う。 に 入 院 L 7 1 る 別 表 第 五

#### $\mathcal{O}$ $\mathcal{O}$ 患 者

(--)当 該 病 棟 に お 7) て、 日 に . 看 護 を 行う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院

患

者

 $\mathcal{O}$ 数 が二 + 又 は そ 0 端 数 を 増 すごと に 以 上 で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 7

日 12 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 前 段 に 規 定 す る 数 に 相 当 す る 数 以 上 で あ る 場 合 に

は 各 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 前 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に カン カン わ 5 ず 以 上 で

あ ることとす

当該

病

棟

12

お

*\*\

て、

\_\_\_

日

に

看

護

補

助

を行う

看

護

補

助

者

 $\mathcal{O}$ 

数

は

常

時

当

該

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入

 $(\underline{\phantom{a}})$ 当 該 病 棟 に おい て、 看 護 職 員 0 最 小 必要数 の 二 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

 $(\Xi)$ 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が <u>-</u> 十 · 又 は そ 0 端 数 を 増 すごとに一 に 相当す る数 以 上で あることとする。

2 入 院 基 本 料 В

1 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 別 表 第 五. の 三 0) 患 者 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 0 患 者 を 除

で あ 0 7 Α D L 0 判 定 基 潍 に ょ る 判 定 が + 点 以 上 で あ る t  $\mathcal{O}$ 

2 特 定 患 者 八 割 以 上 0 場 合 に あ 0 7 は <u>二</u> 十 対 配 置 病 棟 に 入 院 L 7 1 る 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 

 $\mathcal{O}$ 患 者 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 を 除 < . であ つ 7 A D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定 が +

点 以 上 で あ る ŧ)  $\mathcal{O}$ 

3 入 院 基 本 料  $\mathbf{C}$ 

1 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ って は 別 表 第 五. の 三  $\mathcal{O}$ 患 者 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患者を除

< で あ 0 7 Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定 が 十 一 点 未 満 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

- 2 特 定 患 者 八 割 以 上 0 場 合 に あ 0 7 は + 対 配 置 病 棟 に 入 院 L て 1 る 别 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\equiv$
- $\mathcal{O}$ 患 者 别 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 を 除 く。 で あ 0 て Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定 が +
- 点未満であるもの
- ④ 入院基本料 D
- 1 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 别 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 又 は 别 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 以
- 外  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 7 Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定 が 二 十三 点 以 上 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$
- 2 特 定 患 者 八 割 以 上  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 别 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 又 は 别 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 患 者 以
- 外 0 <u>-</u> 十 対 配 置 病 棟 に 入 院 L 7 1 る 患 者 で あ 0 て、 A D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 潍 に ょ る 判 定 が
- 十三点以上であるもの
- ⑤ 入院基本料E
- 1 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 又 は 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 患 者 以
- 外  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 7 Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定 が +  $\dot{\equiv}$ 点 未 満 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$
- 2 特 定 患 者 八 割 以 上  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 別 表 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 又 は 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 患 者 以
- 外 0 <u>-</u> 十 対 配 置 病 棟 に 入 院 L 7 1 る 患 者 で あ 0 て、 A D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 潍 に ょ る 判 定 が
- 十三 点 未 満 で あ る Ł  $\mathcal{O}$ 又 は 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 L な 1 t  $\mathcal{O}$ لح L 7 保 険 医 療 機 関 が 地 方
- 社 会 保 険 事 務 局 長 12 届 け 出 た 病 棟 12 入 院 L 7 V る 患

者

(--) $\mathcal{O}$ 数 当 該 が 病 + 棟 又 に は お そ 1 て、  $\mathcal{O}$ 端 数 を 日 に 増 す 看 ごと 護 を に 行 う \_\_ 以 看 上 護 で 職 あ 員 る  $\mathcal{O}$ こと。 数 は 常 た だ 時 L 当 当 該 該 病 病 棟 棟  $\mathcal{O}$ に 入 院 お 患 1 者 7

日 12 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 前 段 12 規 定 す る 数 12 相 当 す る 数 以 上 で あ る 場 合 12

は 各 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 前 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず 以 上 で

あることとする。

 $(\underline{\phantom{a}})$ 当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

(三) 当 該 病 棟 に お 1 7 \_\_ 日 12 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入

院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が <u>二</u> 十 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すご と に 12 相 当 す る 数 以 上 で あ ることとす

療 養 病 棟 入 院 基 本 料 2 に 含 ま れ る 費 用 並 び に 含 ま れ な 1 薬 剤 及 び 注 射 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

ノヽ

療 養 病 棟 入 院 基 本 料 2 特 别 入 院 基 本 料 を 含 む を 算 定 す る 患 者 に 対 L 7 行 0 た 検 査

投 薬 注 射 並 び に 别 表 第 五 に 掲 げ る 画 像 診 断 及 び 処 置  $\mathcal{O}$ 費 用 つフ 1 ル A  $\mathcal{O}$ 費 用 を 含 む は

当 該 入 院 基 本 料 に 含 ま れ る Ł  $\mathcal{O}$ لح L 同 表 12 掲 げ る 薬 剤 及 び 注 射 薬 は 当 該 入 院 基 本 料 に

含まれないものとする。

= 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 注 4 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態

認 知 機 能 障 害  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ り、 日 常 生 活 を 送 る上 で 介 助 が 必 要 な 状 態

第六の三に次のように加える。

(3)有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

1 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

- (1) 当 該 有 床 診 療 所 に 雇 用 さ れ そ  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床 に 勤 務 す ることとさ れ 7 1 る 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は
- 当 該 療 養 病 床  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 六 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに \_\_ 以 上 で あ るこ
- 2 は 当 当 該 該 有 療 床 養 診 療 病 床 所  $\mathcal{O}$ 12 入 雇 院 用 患 さ 者 n  $\mathcal{O}$ 数 そ が  $\mathcal{O}$ 六 療 又 養 は 病 そ 床  $\mathcal{O}$ に 端 勤 数 務 を す 増すごとに ることとさ <u></u> れ 以 7 上 1 で る あ 看 る 護 補 助 者  $\mathcal{O}$

数

口 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 区 分

### ① 入院基本料A

- 1 当 該 有 床 診 療 所  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 と 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 患
- 者 と  $\mathcal{O}$ 合 計 が 八 割 未 満 で あ る 場 合 以 下 \_  $\mathcal{O}$ 口 に お 11 7 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場 合
- いう。)にあっては、別表第五の二の患者
- 2 当 該 有 床 診 療 所  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者 0 う 5 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 لح 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 患
- 者 لح  $\mathcal{O}$ 合 計 が 八 割 以 上 で あ る 場 合 以 下  $\mathcal{O}$ 口 に お 1 7 特 定 患 者 八 割 以 上  $\mathcal{O}$ 場 合 لح
- 1 う。 12 あ 0 て は 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ 12 Ł 該 当 す る t  $\mathcal{O}$ と 7 地 方 社 会 保 険 事 務 局 長 12 届 け
- 出 た 診 療 所 で あ る 保 険 医 療 機 関 以 下  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 口 12 お 1 7 兀 対 配 置 保 険 医 療 機 関 と
- う。 に 入 院 L て 1 る 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者

لح

- (-)当該 有 床 診 療 所 に 雇 用 さ れ そ  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床 に 勤 務 す ることとさ れ 7 1 る 看 護 職 員  $\mathcal{O}$
- 数 は 当 該 療 養 病 床  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 兀 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに 以 上 で あ る
- (\_\_) 当 該 有 床 診 療 所 に 雇 用 さ れ そ  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床 12 勤 務 す ることとさ れ 7 1 る 看 護 補 助 者
- $\mathcal{O}$ 数 は 当 該 療 養 病 床  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 兀 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を増すごとに <del>\_</del> 以 上で あ るこ

と。

# ② 入院基本料 B

- 1 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 て は、 別 表 第 五. の 三 0) 患 者 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 を
- で あ 0 7 Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定 が + 点 以 上 で あ る t  $\mathcal{O}$
- 2 特 定 患 者 八 割 以 上  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 兀 対 配 置 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L 7 1 る 別 表 第

五  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 患 者 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 を 除 く。 で あ 0 7 Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 潍 に ょ る 判 定

が十一点以上であるもの

# ③ 入院基本料 C

- 1 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 别 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 患 者 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 0 患 者 を 除
- で あ 0 7 Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 潍 に ょ る 判 定 が 十 点 未 満 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$
- 2 特 定 患 者 八 割 以 上  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 兀 対 配 置 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L 7 1 る 别 表 第

五.  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 0 患 者 別 表 第 五. の 二  $\mathcal{O}$ 患 者 を除 <\_ で あ 0 7 Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定

除

が十一点未満であるもの

# ④ 入院基本料D

- 1 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 别 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 又 は 别 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 患 者 以
- 外  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 12 ょ る 判 定 が 十三点 以 上 で あ る t  $\mathcal{O}$
- 2 特 定 患 者 八 割 以 上  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 又 は 别 表 第 五  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 患 者 以

外  $\mathcal{O}$ 兀 対 配 置 保 険 医 療 機 関 12 入 院 L て 1 る 患 者 で あ 0 て Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る

判

定が二十三点以上である

t

 $\mathcal{O}$ 

### ⑤ 入院基本料E

1 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 又 は 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 患 者 以

外  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 7 Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定 が 二 + 三 点 未 満 で あ る t  $\mathcal{O}$ 

2 特 定 患 者 八 割 以 上  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 者 又 は 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 患 者 以

外 0 几 対 配 置 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L て 1 る 患 者 で あ 0 7 Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 12 ょ る

定 が 二 十 三 点 未 満 で あ る t  $\mathcal{O}$ 又 は 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 該 当 L な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ と L 7 地 方 社 会 保

事 務 局 長 12 届 け 出 た 診 療 所 で あ る 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L 7 1 る 患 者

(-)当 該 有 床 診 療 所 に 雇 用 さ れ そ  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床 12 勤 務 す ることとさ れ 7 1 る 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 

数

は

当

該

療

養

病

床

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

数

が

兀

又

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

端

数

を

増すごとに

以

上

で

あ

ること。

か 険 判 以

 $\mathcal{O}$ 数 当 該 は 有 当 床 診 該 療 療 養 所 に 病 床 雇  $\mathcal{O}$ 用 さ 入 院 れ 患 者 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 療 数 養 が 兀 病 又 床 は 12 そ 勤  $\mathcal{O}$ 務 端 す 数 ることとさ を 増 す ごと れ に 7 1 以 る 看 上 で 護 補 あ る 助 者

と。

ハ 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 2 に 含 ま れ る 費 用 並 び 12 含 ま れ な 1 薬 剤 及 び 注 射 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 2 特 别 入 院 基 本 料 を 含 む を 算 定 す る 患 者 12 対 L て 行

0 た 検 査 投 薬 注 射 並 び 12 别 表 第 五 12 掲 げ る 画 像 診 断 及 てバ 処 置  $\mathcal{O}$ 費 用 フ 1 ル A  $\mathcal{O}$ 費 用 を

含 む は 当 該 入 院 基 本 料 12 含 ま れ る ŧ  $\mathcal{O}$ لح L 同 表 に 掲 げ る 薬 剤 及 U 注 射 薬 は 当 該 入

院基本料に含まれないものとする。

二 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態

認 知 機 能 障 害  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ り、 日 常 生 活 を 送 る 上 で 介 助 が 必 要 な 状 態

八  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ (2)中 第 + 六 条  $\mathcal{O}$ 条 第 項 Ĺ を \_ 第 十 六 条  $\mathcal{O}$ 第 項 \_\_ 12 改  $\Diamond$ る

第

第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (4)中 厚 生 労 働 大 臣  $\mathcal{O}$ 定 8 る 入 院 患 者 数  $\mathcal{O}$ 基 進 及 び 医 師 等  $\mathcal{O}$ 員 数  $\mathcal{O}$ 基 潍 並 てバ 12 入 院 基 本

料 等  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 を 厚 生 労 働 大 臣  $\mathcal{O}$ 定 8 る 入 院 患 者 数  $\mathcal{O}$ 基 準 及 び 医 師 等  $\mathcal{O}$ 員 数  $\mathcal{O}$ 基 潍 並 び に 入 院 基

本料の算定方法」に改める。

第十一の三の次に次のように加える。

兀 别 表 第 十 二 に 掲 げ る 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 平 成 + 凣 年 六 月三十 日 に お 1 7 現 に 特 殊 疾 患 療 養

病

棟 患 7 療 は 入 院 養 料 平 病 成 棟 1 を 入 + 院 算 年 定 料 三 2 す 月 を る  $\equiv$ 算 病 + 定 棟 す に る 入 日 院 ま 病 で 棟 L 7  $\mathcal{O}$ に 間 入 1 院 12 る 限 患 L 者 n 7 1 第 る 又 五 患 は 者 平  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 成  $\mathcal{O}$ 別 + (2)表 八  $\mathcal{O}$ 第 年 六 五 口 月  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三 規 + 定  $\mathcal{O}$ 患 12 日 者 12 カン を お カン わ 除 1 5 < 7 ず 現 に そ に 特 れ 殊 **つ** ぞ 1 疾

れ

別

表

第

五.

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

患

者

又

は

別

表

第

五

 $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 

 $\mathcal{O}$ 

患

者

と

4

な

す

五 t 人  $\mathcal{O}$ 保 該 平 当 健  $\mathcal{O}$ 成 す + 施 患 る 者 設 八 場 等 又 年 合 は 六 ^ 月  $\mathcal{O}$ 別 に 三 表 移 は + 第 行 平 準 五 日 成 備 に  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 計 お + 画  $\mathcal{O}$ 1 兀 を 患 て 年 者 地 現 三 方 以 に 月 社 外 療  $\equiv$ 会  $\mathcal{O}$ 養 + 保 患 病 者 棟 険 事 が 日 入 ま 務 六 院 基 で 局 割  $\mathcal{O}$ 長 本 以 上 間 に 料 届 入 に 1 院 限 を け り、 算 出 L た 7 定 す 第 場 11 る 合 五. る  $\mathcal{O}$ で ŧ 病  $\equiv$ あ 棟  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 12 0 で (2)7 あ 0  $\mathcal{O}$ 1 0 7 1 次 7 に  $\mathcal{O}$ は 該 1 別 当 ず 介 表 す 第 れ 護 る に 老 五

(1)当 当 該 該 病 病 棟 棟 に  $\mathcal{O}$ 入 お 院 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 数 日 が に 十 看 護 五. を 又 行 は そ う  $\mathcal{O}$ 看 端 護 数 職 を 員 増 及 す び 看 لح 護 に 補 助 以 を 上 行 で う あ 看 護 る 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

4

な

す

- (2)こと。 す 5 ず、 る 当 数 該 た 以 病 だ 上 以 棟 上 で 12 L で あ お 当 あ る 1 場 該 7 ることと 合 病 12 棟 看 護 は に す 職 お る。 各 1 員 7 病 及 棟 び 12 看 お 日 護 け に 補 る 看 助 夜 護 者 勤 を  $\mathcal{O}$ を 行 最 行 う 小 う 看 必 看 護 要 数 護 職 職 員 0  $\equiv$ 員  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数 分 数 が  $\mathcal{O}$ は 前 段 以 に 上 前 段 規 が 定 看  $\mathcal{O}$ 規 す 護 定 職 る に 数 員 か に で か 相 あ わ 当 る
- (3)当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

六 出 保 L た 7 険 平 場 医 成 11 合 + る 療 で 八 ŧ 機 年 あ 関  $\mathcal{O}$ 0 12 で 六 月 7 あ 0 三 1 0 7 + 次 7  $\mathcal{O}$ は 日 別 12 VI ず 介 表 お 護 第 れ 1 に 老 て 五 現 \$ 人  $\mathcal{O}$ 該 保 12 当 健 有  $\mathcal{O}$ す 施 患 床 る 者 設 診 場 等 又 療 合 は 所  $\sim$ 12  $\mathcal{O}$ 別 療 は 移 表 養 第 行 病 平 準 床 五 成 備  $\mathcal{O}$ 入 三 院 計 + 画  $\mathcal{O}$ 基 兀 を 患 本 者 年 料 地  $\equiv$ 方 以 1 月 社 外 を  $\equiv$ 算 会  $\mathcal{O}$ + 保 患 定 す 者 険 る 日 事 が ま 務 六 診 で 割 療 局 長 以 所  $\mathcal{O}$ 間 12 上 で に 届 入 あ 限 け 院 る

(1)当 該 有 床 診 療 所 12 雇 用 さ れ そ  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床 に 勤 務 す る ことと さ れ 7 1 る 看 護 職 員 及 75 看 護 補

ŋ

第

六

 $\mathcal{O}$ 

三

 $\mathcal{O}$ 

(3)

 $\mathcal{O}$ 

イ

に

該

当

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

4

な

す

(2)助 者 当 該  $\mathcal{O}$ 数 有 床 は 診 当 療 該 所 12 療 雇 養 用 病 さ 床 れ  $\mathcal{O}$ 入 そ 院  $\mathcal{O}$ 患 療 者 養  $\mathcal{O}$ 病 数 床 が 三 に 勤 又 務 は す そ る  $\mathcal{O}$ 端 こととさ 数 を 増 れ す ごと 7 1 に る 看 <del>\_\_</del> 以 護 職 上 員 で  $\mathcal{O}$ あ る 数 ک は 看

護

職

員

及

てバ

看

護

補

助

者

 $\mathcal{O}$ 

最

小

必

要

数

 $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 

分

 $\mathcal{O}$ 

以

上

で

あ

る

口 及 び を 别 ル 表 間 第  $\mathcal{O}$ を た 接 五 喉 中  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 頭 投 鏡 医 薬 療 12 下 用 改 喉 及 75 麻 頭  $\Diamond$ 薬」 処 注 射 置 薬」 を あ 加 る に 改 を え ŧ  $\mathcal{O}$  $\Diamond$  $\neg$ 12 同 薬 表 対 剤 同  $\mathcal{O}$ L 表 及 次 7  $\mathcal{O}$ び  $\equiv$ に 投 注 中 次 与 射 さ  $\mathcal{O}$ 薬 投 れ 表 た 薬 に を 場 改  $\bigcap$ 合 8 加 を え 12 限 る 同 薬 表 る 剤  $\mathcal{O}$ \_ 中  $\mathcal{O}$ に 改 関 下 に  $\Diamond$ 節 喉 及 同 頭 75 表 鐼 疼  $\mathcal{O}$ 下 痛 几 喉 中 頭 コ 処 1 置

別 表 第 五  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 2 及 び 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 入 院 基 本 料 Α に 係 る 疾

#### 患及び状態

一 対象疾患の名称

スモン

二 対象となる状態

医 師 及 び 看 護 職 員 に ょ り、 常 時 監 視 及 び 管 理 を 実 施 L 7 1 る 状

態

中心静脈栄養を実施している状態

+ 兀 時 間 持 続 L て 点 滴 を 実 施 L 7 1 る 状 態

人工呼吸器を使用している状態

ド V ン 法 又 は 胸 腔 若 L < は 腹 腔  $\mathcal{O}$ 洗 浄 を 実 施

気 管 切 開 又 は 気 管 内 挿 管 が 行 わ n 7 お り、 か つ、 発 熱 を 伴 う 状 態

L

て

1

る

状

態

酸素療法を実施している状態

感 染 症  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ 必 要 性 か 5 隔 離 室 で  $\mathcal{O}$ 管 理 を 実 施 L 7 1 る 状 態

表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 2 及 び 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 入 院 基 本 料 В 及 び 入 院

基本料Cに係る疾患及び状態等

別

対象疾患の名称

筋ジストロフィー症

多 発 性 硬 化 症 筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症 パ 丰 ン ソ ン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺 大 脳 皮 質

基 底 核 変 性 症 パ 丰 ン ソ ン 病 ホ 工 ン • t ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分 類 が ス テ ジ  $\stackrel{\bullet}{\equiv}$ 以 上 で あ 0 7

生

活

機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\prod$ 度  $\mathcal{O}$ 状 態 12 限 る そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 難 病 ス 干 ン を 除

脊 髄 損 傷 頸 椎 損 傷 を 原 因 と す る 麻 痺 が 兀 肢 す べ 7 に 認 8 5 れ る 場 合 に 限 る

慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患 L ユ ジ 日 ン ズ  $\mathcal{O}$ 分 類 が V 度  $\mathcal{O}$ 状 態 に 該 当 す る 場 合 に 限 る。

悪 性 腫 瘍 医 療 用 麻 薬 等  $\mathcal{O}$ 薬 剤 投 与 12 ょ る 疼 痛 コ ン 1 口 ル が 必 要 な 場 合 12 限 る。

対 象 لح な る 状 態

肺 炎 12 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 熊

尿 路 感 染 症 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 態

傷

病

等

に

ょ

る

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

が

必

要

な

状

態

原

因

と

な

る

傷

病

等

 $\mathcal{O}$ 

発

症

後

三十

日 以

内  $\mathcal{O}$ 

場

合 で、 実 際 に IJ ハ ビ IJ テ ] シ 日 ン を 行 0 7 1 る 場 合 に 限 る

脱 水 12 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 熊

消 化 管 等  $\mathcal{O}$ 体 内 か 5  $\mathcal{O}$ 出 血 が 反 復 継 続 L 7 1 る 状 態

頻 口  $\mathcal{O}$ 嘔 吐 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 熊

褥 瘡 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 態 皮 膚 層  $\mathcal{O}$ 部 分 的 喪 失 が 認 8 5 れ る 場 合 又 は 褥 瘡 が 筃

所 以 上 12 認 8 5 n る 場 合 に 限 る

末 梢 循 環 障 害 12 ょ る 下 肢 末 端  $\mathcal{O}$ 開 放 創 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 態

せ W 妄 12 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 態

う 0 症 状 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 態

他 者 12 対 す る 暴 行 が 毎 日 認  $\Diamond$ 5 れ る 状 熊

人 工 腎 臟 持 続 緩 徐 式 血 液 濾 過 腹 膜 灌 流 又 は 血 漿 交 換 療 法 を 実 施 L 7 1 る 状 態

経 鼻 胃 管 B 胃 瘻 等  $\mathcal{O}$ 経 腸 栄 養 が 行 わ れ 7 お ŋ か つ、 発 熱 又 は 嘔 吐 を 伴 う 状 熊

日 八 口 以 上  $\mathcal{O}$ 喀 痰 吸 引 を 実 施 L て 1 る 状 態

気 管 切 開 又 は 気 管 内 挿 管 が 行 わ n 7 1 る 状 態 発 熱 を 伴 う 状 態 を 除

頻 口  $\mathcal{O}$ 血. 糖 検 查 を 実 施 L 7 1 る 状 態

創 傷 手 術 創 B 感 染 創 を 含 む 皮 膚 潰 瘍 又 は 下 腿 若 L < は 足 部  $\mathcal{O}$ 蜂 巣 炎 膿 築  $\mathcal{O}$ 感 染 症 に

対する治療を実施している状態

三 対象となる患者

次 12 掲 げ る 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟 で あ 0 て、 平 成 + 八 年 六 月  $\equiv$ + 日 12 お 1 7 現 に 特 殊 疾 患 療

養 病 棟 入 院 料 又 は 特 殊 疾 患 入 院 施 設 管 理 加 算 を 算 定 す る 療 養 病 棟 12 入 院 L 7 1 る 患 者 重 度  $\mathcal{O}$ 肢

体 不 自 由 児 者 又 は 知 的 障 害 者 に 限 る

- (1)児 童 福 祉 法 第 兀 十  $\equiv$ 条  $\mathcal{O}$ 三 12 規 定 す る 肢 体 不 自 由 児 施 設
- (2)児 童 福 祉 法 第 几 十三 条  $\mathcal{O}$ 兀 に 規 定 す る 重 症 心 身 障 害 児 施 設
- (3)児 童 福 祉 法 第 + 七 条 第 項 及 び 身 体 障 害 者 福 祉 法 昭 和 <u>二</u> 十 兀 年 法 律 第 百 八 十三号)

十 八 条 第 兀 項 に 規 定 す る 玉 立 高 度 専 門 医 療 セ ン タ ] 及 び 独 立 行 政 法 人 玉 <u>\f</u> 病 院 機 構  $\mathcal{O}$ 設 置 する

医 療 機 関 で あ 0 て 厚 生 労 働 大 臣  $\mathcal{O}$ 指 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 

别 表 第 六  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1)中 ス テ ] ジ 3 を ス テ ジェ 12 改  $\Diamond$ る。

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十二

脊髄損傷

筋ジストロフィー症

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

パ 丰 ン ソ ン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺 大 脳 皮 質 基 底 核 変 性 症 パ キ ン ソ ン 病 ホ 工

ン・ t ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分 類 が ス テ -ジ三以 上で あ 0 て 生 活 機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\coprod$ 度  $\mathcal{O}$ 状 態 に 限 る。

ハンチントン病

多 系 統 萎 縮 症 (線 条体 . 黒質 変性 症 才 ij 1 ブ 橋 小 脳 萎 縮 症 シ ヤ 1 ド V ] ガ 症

候

群)

プリ オン 病 ク 口 イツ フ 工 ル <u>٠</u> Y コブ病、 ゲルス } マン・ ス **|** . П イスラー ・シャインカー 病、

致死性家族性不眠症

仮性球麻痺 亜急性硬化性全脳炎

脳性麻痺